

## 損金算入が認められる定期同額給与

**Q** : 役員給与は定期同額給与であれば損金算入できるそうですが、どのようなものが定期同額給与となるのですか？

**A** : 次のようなものが該当します。

### 【解説】

定期同額給与に該当するものには、次のようなものがあります。

- ① 支給時期が1ヶ月以下である「一定期間ごと」かつ、支給期間が「同額」である給与
- ② 会計期間開始後3ヶ月以内にした改定給与
- ③ 経営状況の著しい悪化に伴い行う改定給与
- ④ 分掌変更によるやむを得ない減額改定給与
- ⑤ 不祥事に伴う一定期間の減額給与
- ⑥ 合併に伴う増額改定給与
- ⑦ 分割に伴う減額改定給与
- ⑧ 役員等を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約の保険料相当額で経常的に負担するもの
- ⑨ 役員に対する家賃等で通常取得すべき賃貸料とに差額がある場合の差額相当額
- ⑩ 役員に対する金銭の貸付利息で通常取得すべき利息の額とに差額がある場合の差額相当額
- ⑪ 毎月定額で支給される渡切交際費
- ⑫ 経済的利益で利益の額が毎月おおむね一定であるもの(⑧から⑪を除く)

